

●香川県告示第323号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき、同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院を、次のとおり指定した。

平成19年6月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指定した精神科病院名
香川県立丸亀病院
- 2 所在地
丸亀市土器町東9丁目291番地
- 3 指定年月日
平成19年5月23日